

一般社団法人日本熱電学会理事会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人日本熱電学会（以下本会という。）定款(以下定款という。)第46条、及び本会運営規則第9条第4項、本会役員選出規程（以下規程という。）に基づき、本会理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 会長、副会長、及び業務執行理事の選任

(会長、及び副会長の選任)

- 第2条 本会規程第6条に従って会長候補者が、決定された後の最初の理事会で会長を決議により選任する。
- 2 本会規程第7条に基づき、会長は、理事の中から3名以下の副会長、10名以下の業務執行理事、及び顧問を推薦し、理事会の決議により選任する。
 - 3 副会長、及び業務執行理事に欠員が生じた場合には、必要が認められる場合は、前項に基づき、補充する。
 - 4 前項に基づき補充した副会長、及び業務執行理事の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 業務執行理事の任務と職務権限等

(業務執行理事の任務ならびに担当職務)

- 第3条 会長は、副会長、及び業務担当理事の中から各種委員会委員長を指名し、理事会がこれを承認する。
- 2 会長、副会長、及び業務執行理事は、総務、経理、企画、欧文論文誌編集、学会誌の編集と出版、講演会開催、研究会開催、国際交流、広報、表彰の業務を分掌する。

(業務執行理事の職務権限)

第4条 業務執行理事は、担当業務の執行にあたっては、理事会決議内容に沿ってこれを行う。

第4章 開催

(招集および開催) 第5条 通常理事会は、会長が招集し、年4回以上開催する。

- 2 定款39条第3項に該当する場合、臨時理事会を招集する。

- 3 前2項に基づく理事会の招集に際しては、少なくとも14日以前に、会議に付議すべき内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって理事、及び監事へ通知することを要する。
- 4 事前に傍聴を希望した社員は、理事会に陪席することができる。また、業務執行理事が必要とし、又は会長が認める者を招聘することができる。

(定足数、及び決議)

第6条 議決に加わることのできる理事の過半数をもって定足数とし、決議は、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第7条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告)

- 第8条 会長、副会長、及び業務執行理事は、各自の職務の執行状況及び重要と認められる事項、並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 2 理事、及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録) 第9条 議長は、理事会ごとに理事の中から書記1名を指名する。

- 2 書面をもって議事録を作成し、議長、出席した理事の中から選ばれた1名の理事、及び監事がこれに署名若しくは署名押印の上保存しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 理事会が、定款39条第3項に該当する場合その旨
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (7) 理事会に出席した理事、及び監事の氏名
 - (8) 理事会の議長の氏名

- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - (1) 本規則第7条の規程により、理事会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項
 - (i) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (ii) (i)の事項の提案をした理事の氏名
 - (iii) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (iv) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (2) 本規則第8条第2項により、理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項
 - (i) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (ii) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (iii) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 5 議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 委員会

第10条 定款60条に基づき設置する委員会は、次の通りとする。

- (1) 総務委員会
 - (2) 経理委員会
 - (3) プライムコア委員会
 - (4) 欧文論文誌編集委員会
 - (5) 学会誌編集委員会
 - (6) 講演会委員会
 - (7) 研究会委員会
 - (8) 国際交流委員会
 - (9) 広報委員会
 - (10) 表彰委員会
- 2 前項の委員会の担当業務は、別表1に定める。
 - 3 第1項の委員会の委員長は、会長、副会長、又は業務執行理事が分掌する。

第6章 補則

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会の決議によって行い、社員総会に報告する。

附則 この規則に規定のない事項については、定款、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則、及びその他の法令によるものとする。

2 本規則は2012年8月**日より施行する。

別表1 委員会の担当業務

委員会名称	担当業務
総務委員会	総会、理事会、評議員会、及び顧問会等会合の資料を作成する。事務局と協力して事業を円滑に執行するための支援をする。各種担当業務理事、及び委員会からの依頼事項の処理、他に定めのない業務を行う。
経理委員会	事務局と協力して、収支帳簿、及び証拠書類の管理、会費納入の管理。定款第55条に記載する経理関係書類の作成。予算案作成の補助を行う。
プライムコア委員会	本会の目的を達成するため、学界の現状、及び将来を展望した大局的見地からの事業の企画を担当する。
欧文論文誌編集委員会	総務委員会、事務局と協力して本会運営規則第12条に規定される欧文論文誌 Materials Transactions の企画、投稿論文審査及び編集を行うと共に、同誌への投稿を会員に促す。
学会誌編集委員会	本会運営規則第12条に規定される日本熱電学会誌の企画、編集、出版を担当する。
講演会委員会	本会運営規則第13条に規定される学術講演会の企画、講演の募集、プログラム編成、運営を担当とする。
研究会委員会	本会運営規則第14条に規定される研究会、及び第18条に規定される講習会の企画、運営を行う。
国際交流委員会	本会運営規則第16条、及び第17条に規定される国際交流の促進、並びに国際熱電学会を始めとする国際会議開催の支援を行う。
広報委員会	本会運営規則第19条に規定されるホームページを開設し、ホームページや出版物を通じて熱電工学、熱電科学、及び熱電技術の普及と啓発を図る。
表彰委員会	別に定める表彰規程に基づき、本会運営規則第20条に規定される表彰を実施する。